



香労発基 0306 第2号
令和7年3月6日

独立行政法人労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター所長 殿

香川労働局長



令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃は労働基準行政にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます

職場における熱中症予防対策については、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組むとともに、平成29年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできました。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1月7日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっています。

業種別にみると、建設業216件、製造業227件となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しているところです。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認できず、また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例が見られました。

このため、別添の令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとし、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の徹底、②熱中症の恐れのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等の実施、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことの3点に重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図るところです。また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定です。

つきましては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対し、様々な機会に周知を図っていただくとともに、確実な取組みが行われますよう特段のご配慮をお願いいたします。